

令和7年度 横浜南陵高等学校【不祥事ゼロプログラム】

横浜南陵高等学校は、不祥事の未然防止の取り組みを推進するため、次のとおり不祥事ゼロプログラムを策定する。

1 実施責任者

横浜南陵高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭・事務長がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画

神奈川県職員行動指針及び神奈川県立学校教職員の倫理に関する指針の遵守を通じて、公務員としての自覚と倫理意識を醸成する。基本的に月に1回行う不祥事防止会議や不祥事防止研修会を通じて不祥事防止に対する意識を高め、不祥事の未然防止を図る。

(1) 法令遵守意識の向上（公務外非行の防止、職員行動指針の周知・徹底を含む）

ア 目標

教育職員としての自覚をもち、公務外における行動についても信用を損なわないよう、公務外非行を未然に防止する。

イ 行動計画

- 神奈川県職員行動指針、神奈川県公立学校教職員の倫理に関する指針を常に念頭において業務にあたる。
- 不祥事防止研修において公務外非行等の具体的事例をもとに、職員の意識の啓発を図る。
- 「服務規律の遵守」「コンプライアンス意識の醸成」に関する研修を行い、法令順守意識の向上を図る。
- 職員間のコミュニケーションを大切にし、同僚意識を高め、問題点を指摘しあえる職場環境づくりに努める。

(2) 職場のハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ）の防止

ア 目標

他者の人権を尊重し、良好な職場環境の維持・確保に努め、ハラスメントを防止する。

イ 行動計画

- ハラスメント防止に関するチェックテストを行い、ハラスメント防止の徹底を図る。
- 該当グループは教職員に対して研修を実施し、当事者意識の醸成を図る。

(3) 生徒に対するわいせつ・セクハラ行為の防止

ア 目標

生徒の人権を尊重し、わいせつ・セクハラ行為を未然に防止する。

イ 行動計画

- 校内研修や外部講師による不祥事防止研修会を行い、未然防止に取り組む。
- 該当グループは教職員に対して研修を実施し、当事者意識の醸成を図る。
- 教育実習生に対しても研修会を実施し、ハラスメント防止に努める。

(4) 体罰、不適切な指導の防止

ア 目標

生徒の人権を尊重した指導を行い、不適切な指導や体罰を未然に防止する。

イ 行動計画

- 職員啓発資料を使用し校内研修を行い、未然防止に取り組む。
- 生徒理解に基づく指導の徹底を図る。

(5) 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止

ア 目標

入学者選抜、成績処理及び進路関係書類に係る事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- 「入学者選抜に関する研修」及び「定期試験・成績処理」に関する研修を行い、職員の共通理解を図り、適正な取扱いを徹底する。
- 問題作成から成績処理及び保管まで、定期試験ごとに適切な取扱いの確認を徹底する。

- (6) 個人情報の管理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）
- ア 目標
県個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正管理と流出を未然に防止する。
- イ 行動計画
- 「児童・生徒の個人情報の取扱い」及び「個人情報の適切な取扱い・情報セキュリティ」に関する研修を行う。
 - 取扱いに係る手続きを遵守し、職員相互による確認を徹底する。
- (7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守
- ア 目標
交通法規を遵守し、安全意識を高め、交通事故の発生を未然に防止する。
- イ 行動計画
- 「飲酒運転の根絶」についてチェックテストを行い、飲酒運転防止を徹底する。
 - 打合せ等を利用し、日ごろから交通法規の遵守を呼びかける。
- (8) 業務執行体制の整備（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）
- ア 目標
県教育委員会～事故・不祥事防止3か条～（こころがまえ編）を徹底し、不祥事の発生を未然に防止する。
- イ 行動計画
- 「ほう・れん・そう」の徹底を心がけ、複数の職員による点検を確実にを行う。
 - 物品管理については、日常的な管理体制を徹底する。
- (9) 財務事務等の適正執行
- ア 目標
県の会計基準に沿って、公費・私費・部活動費等の適正かつ公正な管理及び執行を行う。
- イ 行動計画
- 私費会計事務処理に関する研修を行い、県の私費会計基準の扱いの周知徹底を図る。
 - 私費会計に関する中間監査の結果をもとに、教職員全員を対象にした不祥事防止研修を実施する。

3 不祥事防止研修会 年間計画

時期	テーマ	担当グループ	時期	テーマ	担当グループ
5月	財務事務等の適正執行	生活支援	11月	業務執行体制の確保	学習支援
6月	体罰、不適切な指導の防止	キャリア支援	12月	交通法規の遵守	管理運営
7月	法令遵守意識の向上	インクルーシブ	1月	入学者選抜の事故防止	活動支援
9月	職場のハラスメントの防止	研究広報	2月	セクハラ/わいせつな行為の防止	初任者チームB
10月	個人情報の取扱い・情報セキュリティ	初任者チームA			

4 検証

(1) 第1回検証

上記2に規定する行動計画について、令和7年11月までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、12月中に補完措置を講ずる。また、行動計画については目標達成に向けて必要な場合は、修正を行う。

(2) 第2回検証

上記2に規定する行動計画について、令和8年2月初旬までに実施状況を検証し、未実施があった場合は、2月中に補完措置を講ずる。また、行動計画については目標達成に向けて必要な場合は、修正を行う。

(3) 第3回検証（最終）

上記2に規定する行動計画について、令和8年3月初旬に実施状況を検証するとともに、目標達成についての自己評価を行い、次年度に向けた不祥事ゼロプログラムを策定する。

5 実施結果

上記4（3）の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめたうえ、ホームページで公表する。

6 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的手続きについては、不祥事防止会議がこれを行う。